

VII 参 考 事 項

- 1 税務機構等に関すること
 - (1) 税務職員の配置状況
 - (2) 税務事務分掌
 - (3) 税務職員数年度別比較
 - (4) 税務経験年数
 - (5) 税務職員年齢別
- 2 市税徴収に要する経費
- 3 税率の変遷
- 4 市民税（個人）所得控除額等の推移
- 5 令和5年度県下40市の市税決算状況



1 税務機構等に関すること

(1) 税務職員の配置状況

(令和7年4月1日現在)

課名	係名	計	理事	次長	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	主事補	参与
税制課		1			1									
	庶務係	5					1			1	2	1		
	税制調査係	6					1			1	3	1		
	小計	12	0	0	1	0	2	0	0	2	5	2	0	0
特別債権回収課		1			1									
	公債権係	7					1				1	5		
	小計	8	0	0	1	0	1	0	0	0	1	5	0	0
納税課		2	1			1								
	納税対策係	9							1	1	3	2	2	
	納税第1係	11					1				5	4	1	
	納税第2係	10					1				3	3	3	
	納税第3係	10					1			1	7	1		
	小計	42	1	0	0	1	3	0	1	2	18	10	6	0
市民税課		1		1										
	諸税係	10					1			2	3	4		
	市民税第1係	5					1				2	2		
	市民税第2係	10							1	1	5	2	1	
	市民税第3係	8					1				2	3	2	
	市民税第4係	9					1	1		1	1	3	2	
	小計	43	0	1	0	0	4	1	1	4	13	14	5	0
固定資産税課		1		1										
	償却資産係	5					1				3		1	
	家屋第1係	6					1				3	2		
	家屋第2係	13					1			2	6	4		
	土地第1係	8					1			1	2	1	3	
	土地第2係	6					1				4		1	
	小計	39	0	1	0	0	5	0	0	3	18	7	5	0
合 計		144	1	2	2	1	15	1	2	11	55	38	16	0

※税務職員数には部長及び県派遣職員を含まず。以下(3), (4), (5)同じ。

(2) 税務事務分掌

部名	課 名	係 名	事務分掌
理 <			

(3) 税務職員数年度別比較

(各年4月1日現在)

区分 \ 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
	人	人	人	人	人	人
市職員数	4,661	4,744	4,775	4,785	4,824	4,859
市長部局職員数 (A)	2,482	2,518	2,541	2,571	2,580	2,595
税務職員数 (B)	144	146	143	146	143	144
(B) / (A)	5.8%	5.8%	5.6%	5.7%	5.5%	5.5%

(4) 税務経験年数

(令和7年4月1日現在)

課名 \ 年数	1年 未満	3年 未満	5年 未満	10年 未満	15年 未満	20年 未満	20年 以上	計	平均 年数
	人	人	人	人	人	人	人	人	年
税制課	1	1	3	5	2			12	5.6
特別債権回収課		2	4	2				8	4.3
納税課	6	18	7	8	2		1	42	3.6
市民税課	7	20	8	7	1			43	3.7
固定資産税課	6	12	11	5	2	3	0	39	4.2
計	20	53	33	27	7	3	1	144	4.0

(5) 税務職員年齢別

(令和7年4月1日現在)

課名 \ 年齢	25歳 未満	30歳 未満	35歳 未満	40歳 未満	45歳 未満	50歳 未満	50歳 以上	計	平均 年齢
	人	人	人	人	人	人	人	人	歳
税制課		1	3	2	1	2	3	12	40.5
特別債権回収課		3	2	1		1	1	8	34.9
納税課	6	5	13	9	2	3	4	42	34.6
市民税課	4	11	11	6	4	1	6	43	35.5
固定資産税課	4	8	7	10	3	0	7	39	35.4
計	14	28	36	28	10	7	21	144	35.6

2 市税徴収に要する経費

年度 区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)			
税収入額		千円	千円	千円	千円	千円			
	1 市税	97,533,185	100,945,458	102,540,591	103,160,614	105,843,762			
	2 個人県民税	26,944,011	27,906,628	28,245,924	27,370,528	29,754,571			
	3 合計	124,477,196	128,852,086	130,786,515	130,531,142	135,598,333			
徴税費	人件費	4 基本給	484,465	489,574	496,471	515,732	557,862		
		5 諸手当	356,503	335,328	356,988	376,015	391,638		
		6 報酬	55,709	56,565	59,481	62,159	71,283		
		7 その他(共済組合負担金等含む)	186,335	184,006	188,500	192,056	218,609		
		8 小計	1,083,012	1,065,473	1,101,440	1,145,962	1,239,392		
	需用費	9 旅費	438	405	457	461	905		
		10 賃金	0	0	0	0	0		
		11 その他	694,122	632,283	546,497	576,607	667,571		
		12 小計	694,560	632,688	546,954	577,068	668,476		
	類する経費	報奨金及びこれに	13 前納報奨金	0	0	0	0	0	
			14 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0	0	
			15 納税奨励金	0	0	0	0	0	
			16 その他	0	0	0	0	0	
			17 小計	0	0	0	0	0	
			18 その他		367,529	313,887	314,850	391,996	356,400
			19 小計		2,145,101	2,012,048	1,963,244	2,115,026	2,264,268
	県民税徴収取扱費	20 納税義務者数を基準にした金額	965,356	975,719	983,328	1,004,764	933,600		
		21 報奨金の額に相当する金額等	58,373	65,769	66,312	73,602	61,068		
		22 合計	1,023,729	1,041,488	1,049,640	1,078,366	994,668		
市税徴収にかかる経費	23 19-22	1,121,372	970,560	913,604	1,036,660	1,269,600			
税収額に対する徴税費の割合	24 19/3	1.72%	1.56%	1.50%	1.62%	1.67%			
	25 23/1	1.15%	0.96%	0.89%	1.00%	1.20%			
徴税職員数	総務関係		11	11	14	8	8		
	課税関係		77	77	82	81	81		
	徴収関係		56	63	61	59	57		
	26 合計		144	151	157	148	146		
職員1人当たり人件費 8/26		7,521	7,056	7,016	7,743	8,489			

(「課税状況等の調」より)

3 税率の変遷

年度		平成 2 7 年度		平成 2 8 ・ 2 9 年度	
税目					
市 民 税	個人	均等割(円)	3,500	同 左	
		所得割	6%	同 左	
	法人	均等割(円)	○公益法人等や収益事業を行う人格のない社団等など 地方税法において最低税率を適用 又は 資本金等の額 1千万円以下 従業者50人以下 50,000 ○資本金等の額 1千万円以下 従業者50人超 120,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人以下 130,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人超 150,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000 ○資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000 ○資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000 (平成20年4月1日以後終了事業年度から)	同 左	
		法人税割	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上 12.1% 上記以外 9.7% (平成26年10月1日以後開始事業年度から)	同 左	
		固定資産税	1.4% 〔 免税点 土地30万円 家屋20万円 償却資産 150万円 〕	同 左	
軽自動車税 (円)	○原付自転車 50cc以下 1,000 50cc超90cc以下 1,200 90cc超125cc以下 1,600 ミニカー 2,500 ○小型特殊 農耕作業用 1,600 その他 4,700 ○二輪小型自動車 4,000 ※三輪以上の軽自動車に係る()内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用	○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100(3,900) 四輪以上 乗〔営業用 5,500(6,900) 用〔自家用 7,200(10,800) 貨〔営業用 3,000(3,800) 物〔自家用 4,000(5,000) 雪上車 2,400 ○軽自動車 二輪 3,600 三輪 3,100(3,900) 四輪以上 乗〔営業用 5,500(6,900) 用〔自家用 7,200(10,800) 貨〔営業用 3,000(3,800) 物〔自家用 4,000(5,000) 雪上車 3,600 ※三輪以上の軽自動車に係る()内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用			
市たばこ税	(平成 2 5 年 4 月 1 日以降) 1,000本につき 5,262円 旧 3 級品 1,000本につき 2,495円	(平成 2 8 年 4 月 1 日以降) 1,000本につき 5,262円 旧 3 級品 (H28. 4. 1以降) 1,000本につき 2,925円 (H29. 4. 1以降) 1,000本につき 3,355円			
特別土地保有税	1.4% (保有分) 3% (取得分) H15. 4. 1からは 新たな課税停止	同 左			
入湯税	鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日150円 課税対象となる鉱泉浴場はなし	同 左			
事業所税	資産割 事業所床面積 1 ㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%	同 左			
都市計画税	0.3%	同 左			

平成30年度	令和元年度
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上 8.4% 上記以外 6.0% (令和元年10月1日以後開始事業年度から)
同 左	同 左
同 左	同 左
(平成30年10月1日以降) 1,000本につき 5,692円 旧 3級品 (H30.4.1以降) 1,000本につき 4,000円	(令和元年10月1日以降) 1,000本につき 5,692円 旧 3級品 1,000本につき 5,692円
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左

税率の変遷(続き)

年度			令和 2 年度		令和 3 ・ 4 ・ 5 年度		
税目							
市 民 税	個人	均等割(円)	3, 500		同	左	
		所得割	6%		同	左	
	法人	均等割(円)	○公益法人等や収益事業を行う人格のない社団等など 地方税法において最低税率を適用 又は 資本金等の額 1千万円以下 従業者50人以下 50, 000 ○資本金等の額 1千万円以下 従業者50人超 120, 000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人以下 130, 000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人超 150, 000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人以下 160, 000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人超 400, 000 ○資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410, 000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1, 750, 000 ○資本金等の額50億円超 従業者50人超 3, 000, 000 (平成20年4月1日以後終了事業年度から)		同	左	
		法人税割	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上 8. 4% 上記以外 6. 0% (令和元年10月1日以後開始事業年度から)		同	左	
	固定資産税		1. 4% 〔 免税点 土地30万円 家屋20万円 〕 償却資産 150万円		同	左	
軽自動車税 (円)		○原付自転車 50cc以下 2, 000 50cc超90cc以下 2, 000 90cc超125cc以下 2, 400 ミニカー 3, 700 ○小型特殊 農耕作業用 2, 400 その他 5, 900 ○二輪小型自動車 6, 000 ※三輪以上の軽自動車に係る()内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用		○軽自動車 二輪 3, 600 三輪 3, 100(3, 900) 四輪以上 乗〔営業用 5, 500(6, 900) 用〔自家用 7, 200(10, 800) 貨〔営業用 3, 000(3, 800) 物〔自家用 4, 000(5, 000) 雪上車 3, 600		同	左
市たばこ税		(令和 2 年 1 0 月 1 日以降) 1, 000本につき 6, 122円		(令和 3 年 1 0 月 1 日以降) 1, 000本につき 6, 552円			
特別土地保有税		1. 4% (保有分) 3% (取得分) H15. 4. 1からは 新たな課税停止		同	左		
入湯税		鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日150円 課税対象となる鉱泉浴場はなし		同	左		
事業所税		資産割 事業所床面積 1 m ² につき600円 従業者割 従業者給与総額の0. 25%		同	左		
都市計画税		0. 3%		同	左		

令和6年度	令和7年度
3,000	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
○原付自転車 50cc以下(一般原付・特定原付) 2,000 二輪 3,600 50cc超90cc以下 2,000 三輪 3,100(3,900) 90cc超125cc以下 2,400 四輪以上 ミニカー 3,700 乗 ○小型特殊 用 農耕作業用 2,400 貨 その他 5,900 物 ○二輪小型自動車 6,000 雪上車 3,600	同 左
※三輪以上の軽自動車に係る()内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用	
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左

4 市民税（個人）所得控除額等の推移

区分		年度	平成 2 2 ・ 2 3 年度	平成 2 4 年度
所得金額	給与所得控除		(1) 1,800,000円以下 収入金額×40% (最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (5) 1,000万円を超える場合 収入金額× 5%+1,700,000円 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表 5 から算出	同 左
	専従者控除	(青色)	適正な給与の支給額	同 左
		(白色)	配偶者のみ860,000円 以外500,000円	同 左
所得控除	雑損		差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 =B A、Bのうちいずれか多いほうの金額	同 左
	医療費		医療費の額－補てん額－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{総所得金額等} \times 5\% \text{か} \\ \text{10万円のいずれか} \\ \text{少ない金額} \end{array} \right.$ (限度額200万円)	同 左
	社会保険料		支払った保険料の額	同 左
	小規模企業共済等掛金		支払った掛金の額	同 左
	生命保険料		一般の生命保険料、個人年金保険料 それぞれについて (1) 15,000円以下： 全額 (2) 15,000円を超え、40,000円以下： 支払保険料×1/2 + 7,500円 (3) 40,000円を超え、70,000円以下： 支払保険料×1/4 + 17,500円 (4) 70,000円超： 35,000円	同 左
	地震（損害）保険料		損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度（H18.12.31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度）	同 左
	寡婦（夫）・勤労学生		一般寡婦・寡夫・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円	同 左
	障害者		普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円
	配偶者		老人配偶者 330,000円 同居特別障害者の配偶者 380,000円 同居特別障害者の老人配偶者 610,000円 配偶者特別控除 330,000円（最高）	同居特別障害者の配偶者の加算額（23万円）の 配偶者控除から障害者控除への振替 330,000円 老人配偶者 380,000円 配偶者特別控除 330,000円（最高）
	扶養		特定扶養親族 330,000円 老人扶養親族 450,000円 同居老親等 380,000円 同居特別障害 450,000円 同居特別障害 560,000円 同居特別障害特定扶養 680,000円 同居特別障害老人扶養 610,000円 同居特別障害同居老親等 680,000円	16歳未満の年少扶養控除の廃止 16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分 （12万円）の廃止 同居特別障害者扶養の加算額（23万円）の扶養 控除から障害者控除への振替 330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円
	基礎		330,000円	同 左
参考	障未寡の非課税の範囲		合計所得金額125万円以下	同 左
	非課税限度額	均等割 （法 295条第3項）	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+210,000円	同 左
		所得割 （法附則第3条の3）	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+320,000円	同 左
	寄附金（H21より所得控除から税額控除に変更）		総所得金額等の合計額の30%以下、適用下限額 5,000円 所得割額 1 割内の特例控除（ふるさと納税）	適用下限額2,000円

市民税（個人）所得控除額等の推移（続き）

年度			平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
区分				
所得金額	給与所得控除		(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+ 1,200,000円 (5) 1,000万円を超え1,200万円以下 収入金額× 5%+ 1,700,000円 (6) 1,200万円を超える場合 2,300,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表 5 から算出	(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+ 1,200,000円 (5) 1,000万円を超える場合 2,200,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表 5 から算出
	専従者控除	(青色)	適正な給与の支給額	同 左
		(白色)	配偶者のみ860,000円 以外500,000円	同 左
所得控除	雑損		差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円=B A、Bのうちいずれか多いほうの金額	同 左
	医療費		医療費の額－補てん額－ 総所得金額等×5% か 10万円のいずれか 少ない金額 (限度額200万円)	○一般分 医療費の額－補てん額 －(総所得金額等×5% か 10万円 の いずれか少ない金額)(限度額200万円) ○セルフメディケーション分 医薬品購入費－補てん額－12,000円 (限度額88,000円) ※一般分と選択適用
	社会保険料		支払った保険料の額	同 左
	小規模企業共済等掛金		支払った掛金の額	同 左
	生命保険料		一般生命、個人年金及び介護医療各保険料 (1) 12,000円以下： 全額 (2) 12,000円を超え、32,000円以下： 支払保険料×1/2 + 6,000円 (3) 32,000円を超え、56,000円以下： 支払保険料×1/4 + 14,000円 (4) 56,000円超： 28,000円 各合計上限額 70,000円 ※H23.12.31までの契約締結分は従来どおり	同 左
	地震（損害）保険料		損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度(H18.12.31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度)	同 左
	寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生		一般寡婦・寡夫・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円	同 左
	障害者		普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円	同 左
	配偶者		330,000円 老人配偶者 380,000円 配偶者特別控除 330,000円(最高)	同 左
	扶養		330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円	同 左
基礎		330,000円	同 左	
参考	障害者・未成年者・寡婦(夫)ひとり親の非課税の範囲		合計所得金額125万円以下	同 左
	非課税限度額	均等割 (法 295条第3項)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+210,000円	同 左
		所得割 (法附則第3条の3)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+320,000円	同 左
		寄附金(税額控除)		ふるさと納税の特例控除額の上限が所得割額の1割から2割に引上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

令和元年度	令和２年度	令和３～７年度
同左	同左	(1) 1,625,000円以下 550,000円 (2) 1,625,000円を超え180万円以下 収入金額×40%－100,000円 (3) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%＋80,000円 (4) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%＋440,000円 (5) 660万円を超え850万円以下 収入金額×10%＋1,100,000円 (6) 850万円を超える場合 1,950,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表５から算出
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	寡婦・勤労学生 260,000円 ひとり親 300,000円 ※勤労学生控除は、本人の合計所得金額750,000円以下で適用
同左	同左	同左
老人配偶者 330,000円 配偶者特別控除 380,000円 配偶者特別控除 330,000円(最高) ※配偶者控除・特別控除の控除額は、本人の合計所得金額により３段階で減（1,000万円超で喪失） ※配偶者特別控除が最高額となる配偶者の合計所得金額を45万円未満から90万円以下に引上げ	同左	老人配偶者 330,000円 配偶者特別控除 380,000円 配偶者特別控除 330,000円(最高) ※配偶者控除・特別控除の控除額は、本人の合計所得金額により３段階で減（1,000万円超で喪失） ※配偶者特別控除が最高額となる配偶者の合計所得金額を90万円以下から100万円以下に引上げ
同左	同左	特定扶養親族 330,000円 老人扶養親族 450,000円 同居老親等 380,000円 450,000円 ※扶養親族の合計所得金額480,000円以下で適用
同左	同左	430,000円 ※本人の合計所得金額により3段階で減（2,500万円超で喪失）
同左	同左	合計所得金額135万円以下
350,000円×人数 ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+210,000円	同左	350,000円×人数+100,000円 ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+210,000円+100,000円
350,000円×人数 ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+320,000円	同左	350,000円×人数+100,000円 ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+320,000円+100,000円
同左	ふるさと納税の指定制度の創設 ※R.元.6.1以後の寄附金	同左

5 令和5年度県下40市の市税決算状況 (市町村決算カードより)

市名	区分	人口(推計人口) 06.01.01 (A) 人	面積 Km ²	普 通 会 計		
				歳入決算額 千円	歳出決算額 千円	歳入歳出差引額 千円
1	さいたま市	1,345,012	217.43	682,341,469	667,562,830	14,778,639
2	川越市	352,717	109.13	132,296,876	126,997,796	5,299,080
3	熊谷市	192,074	159.82	80,255,925	74,740,782	5,515,143
4	川口市	606,315	61.95	236,618,494	227,249,962	9,368,532
5	行田市	78,416	67.49	32,164,433	29,738,525	2,425,908
6	秩父市	58,223	577.83	33,243,377	30,730,243	2,513,134
7	所沢市	343,529	72.11	132,338,504	124,633,402	7,705,102
8	飯能市	78,472	193.05	34,553,262	32,862,228	1,691,034
9	加須市	112,163	133.30	47,596,339	44,373,627	3,222,712
10	本庄市	77,285	89.69	34,740,230	32,267,568	2,472,662
11	東松山市	91,094	65.35	37,638,554	35,862,086	1,776,468
12	春日部市	230,687	66.00	96,424,932	93,631,854	2,793,078
13	狭山市	148,872	48.99	54,342,777	53,273,382	1,069,395
14	羽生市	53,855	58.64	23,745,855	21,603,438	2,142,417
15	鴻巣市	117,582	67.44	44,042,276	41,578,470	2,463,806
16	深谷市	141,419	138.37	63,508,226	59,089,939	4,418,287
17	上尾市	230,167	45.51	79,520,790	76,092,675	3,428,115
18	草加市	251,219	27.46	95,147,706	89,422,886	5,724,820
19	越谷市	343,062	60.24	136,620,199	128,243,470	8,376,729
20	蕨市	75,646	5.11	33,320,545	30,832,912	2,487,633
21	戸田市	142,163	18.19	65,115,994	60,746,484	4,369,510
22	入間市	144,723	44.69	49,481,763	48,263,879	1,217,884
23	朝霞市	144,964	18.34	54,865,730	52,711,359	2,154,371
24	志木市	76,312	9.05	29,611,140	27,831,657	1,779,483
25	和光市	84,728	11.04	37,043,303	34,439,718	2,603,585
26	新座市	166,036	22.78	65,596,131	63,309,602	2,286,529
27	桶川市	74,448	25.35	28,100,169	27,211,851	888,318
28	久喜市	150,913	82.41	58,315,311	55,526,738	2,788,573
29	北本市	65,403	19.82	26,647,857	25,333,866	1,313,991
30	八潮市	93,065	18.02	45,982,265	43,283,129	2,699,136
31	富士見市	113,145	19.77	40,961,534	39,717,445	1,244,089
32	三郷市	141,942	30.13	63,716,386	58,894,048	4,822,338
33	蓮田市	61,337	27.28	24,292,043	22,153,646	2,138,397
34	坂戸市	99,527	41.02	37,300,572	35,337,917	1,962,655
35	幸手市	49,063	33.93	19,837,324	18,653,930	1,183,394
36	鶴ヶ島市	70,063	17.65	27,312,181	25,656,063	1,656,118
37	日高市	54,396	47.48	22,937,939	21,815,164	1,122,775
38	吉川市	72,678	31.66	27,610,509	26,227,145	1,383,364
39	ふじみ野市	114,363	14.64	51,825,822	49,546,622	2,279,200
40	白岡市	52,649	24.92	20,536,048	18,881,939	1,654,109
市 計		6,899,727	2,823.08	2,907,550,790	2,776,330,277	131,220,513

基準財政需要額 千円	基準財政収入額 千円	財政力指数 R3～R5	普通地方交付税 千円	市税決算額 (B) 千円	市民一人当り 市税負担額 (B)／(A) 円
262,380,712	250,780,659	0.95	11,701,410	290,530,147	216,006
53,991,000	51,054,403	0.94	2,936,597	58,678,867	166,362
33,768,384	27,582,152	0.82	6,186,232	30,989,683	161,342
91,107,858	85,230,049	0.93	5,657,406	102,540,591	169,121
15,172,886	9,969,825	0.66	5,216,350	10,590,684	135,058
15,062,807	8,442,279	0.55	6,635,530	8,983,414	154,293
50,317,867	47,583,438	0.94	2,737,821	55,598,917	161,846
15,832,791	11,097,683	0.70	4,735,108	12,439,608	158,523
21,891,164	15,896,428	0.72	6,011,085	17,023,301	151,773
15,220,162	11,160,553	0.72	4,047,750	12,249,612	158,499
15,940,150	12,665,501	0.80	3,274,649	14,004,190	153,733
38,902,245	27,470,006	0.71	11,412,132	29,771,851	129,057
24,078,315	20,113,992	0.85	3,964,323	22,226,072	149,297
9,923,873	7,608,396	0.77	2,308,350	8,418,245	156,313
21,788,647	14,246,743	0.65	7,541,904	15,357,836	130,614
26,758,122	19,055,383	0.71	7,756,337	20,093,354	142,084
34,049,933	28,947,330	0.86	5,109,920	33,124,409	143,915
37,880,702	33,847,426	0.89	4,029,092	40,041,059	159,387
52,747,095	45,990,083	0.87	6,695,670	51,766,515	150,896
12,803,612	10,257,444	0.82	2,546,168	12,266,488	162,156
20,457,196	25,069,775	1.19	0	30,178,159	212,279
22,348,904	19,349,703	0.87	2,993,723	21,761,325	150,365
21,505,335	21,195,905	0.97	309,430	24,381,055	168,187
12,679,648	9,946,123	0.80	2,804,382	11,538,261	151,199
12,595,465	13,696,568	1.05	0	16,826,916	198,599
25,819,152	22,556,539	0.87	3,262,613	25,778,516	155,259
13,022,932	9,474,211	0.74	3,548,175	10,741,811	144,286
26,698,797	21,340,947	0.81	5,354,666	23,653,201	156,734
11,231,978	8,071,800	0.73	3,155,287	9,024,763	137,987
14,845,676	15,370,274	1.01	0	18,392,625	197,632
18,315,895	14,296,280	0.78	4,019,615	16,423,777	145,157
22,960,180	20,670,774	0.91	2,289,406	23,608,183	166,323
11,281,809	8,053,955	0.71	3,206,729	8,503,781	138,640
16,422,906	12,825,729	0.78	3,604,800	14,228,595	142,962
9,255,643	6,273,667	0.68	2,981,976	6,834,912	139,309
11,555,673	9,179,782	0.80	2,380,144	10,320,614	147,305
9,737,690	7,837,468	0.81	1,900,222	8,395,488	154,340
11,955,557	9,405,868	0.79	2,555,052	10,369,752	142,681
19,999,535	15,109,273	0.76	4,890,262	17,664,970	154,464
9,081,916	6,939,414	0.77	2,127,969	7,508,009	142,605
1,171,390,212	1,015,663,828	0.82	161,888,285	1,162,829,556	168,533

区分 市名		市民税			固定資産税
		個人	法人		
		千円	千円	千円	千円
1	さいたま市	162,484,317	144,082,978	18,401,339	92,846,976
2	川越市	26,085,097	22,643,133	3,441,964	23,589,331
3	熊谷市	14,063,250	11,512,500	2,550,750	13,094,954
4	川口市	47,036,460	42,643,044	4,393,416	39,575,979
5	行田市	4,695,676	4,155,482	540,194	4,426,266
6	秩父市	3,270,814	2,799,702	471,112	4,693,393
7	所沢市	26,411,142	23,760,386	2,650,756	21,627,304
8	飯能市	5,081,066	4,558,732	522,334	5,772,412
9	加須市	6,853,818	5,844,841	1,008,977	8,382,603
10	本庄市	5,172,980	4,461,444	711,536	5,400,285
11	東松山市	6,117,294	5,085,582	1,031,712	6,254,720
12	春日部市	14,575,877	12,913,636	1,662,241	11,722,462
13	狭山市	9,787,381	8,617,798	1,169,583	9,973,336
14	羽生市	3,345,157	2,814,454	530,703	4,089,814
15	鴻巣市	7,558,200	6,818,734	739,466	6,168,617
16	深谷市	8,951,365	7,648,238	1,303,127	9,026,880
17	上尾市	16,067,203	14,515,268	1,551,935	12,794,223
18	草加市	19,629,602	16,946,936	2,682,666	15,283,132
19	越谷市	25,927,329	23,064,342	2,862,987	19,471,866
20	蕨市	5,870,298	5,359,863	510,435	4,618,744
21	戸田市	13,560,188	11,300,096	2,260,092	13,430,156
22	入間市	9,749,449	8,606,027	1,143,422	9,355,599
23	朝霞市	12,276,721	11,436,679	840,042	9,662,760
24	志木市	5,950,789	5,574,009	376,780	4,402,139
25	和光市	7,876,775	7,444,420	432,355	6,910,773
26	新座市	12,184,082	10,978,841	1,205,241	10,739,587
27	桶川市	4,921,214	4,480,245	440,969	4,431,902
28	久喜市	10,213,964	8,901,263	1,312,701	10,952,381
29	北本市	4,237,101	3,824,597	412,504	3,797,167
30	八潮市	7,657,474	6,481,973	1,175,501	8,286,037
31	富士見市	8,221,533	7,624,897	596,636	6,122,684
32	三郷市	10,489,509	9,274,929	1,214,580	10,527,143
33	蓮田市	4,181,866	3,789,447	392,419	3,584,356
34	坂戸市	6,414,709	5,688,544	726,165	6,232,223
35	幸手市	2,870,380	2,481,576	388,804	3,100,586
36	鶴ヶ島市	4,755,121	4,289,134	465,987	4,321,798
37	日高市	3,397,247	2,973,282	423,965	4,083,829
38	吉川市	5,010,745	4,613,130	397,615	4,185,276
39	ふじみ野市	8,472,718	7,580,985	891,733	7,131,999
40	白岡市	3,733,678	3,336,780	396,898	3,197,975
市 計		565,159,589	500,927,947	64,231,642	453,269,667

軽自動車税	市たばこ税	鉱産税	特別土地保有税	入湯税	事業所税	都市計画税
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,756,598	8,449,345	0	0	3,855	4,978,245	20,010,811
743,388	2,256,701	0	0	640	1,712,325	4,291,385
606,845	1,389,322	0	0	277	0	1,835,035
768,373	4,541,948	0	0	0	1,380,059	9,237,772
269,032	581,146	0	0	3,308	0	615,256
263,319	409,232	4,779	0	22,336	0	319,541
571,932	2,091,040	0	0	0	825,544	4,071,955
245,688	482,994	1,104	0	1,624	0	854,720
395,532	834,465	0	0	0	0	556,883
283,716	661,102	0	0	0	0	731,529
283,799	695,630	0	0	0	0	652,747
477,093	1,590,959	0	0	1,160	0	1,404,300
353,590	1,046,327	0	0	0	0	1,065,438
185,415	422,510	0	0	13,577	0	361,772
297,216	595,172	0	0	0	0	738,631
499,224	1,062,347	0	0	3,866	0	549,672
427,955	1,438,246	0	0	0	0	2,396,782
325,366	1,966,750	0	0	0	0	2,836,209
531,809	2,521,474	0	0	0	806,500	2,507,537
58,455	607,954	0	0	0	0	1,111,037
143,424	1,142,942	0	0	0	0	1,901,449
360,339	930,064	2	0	0	0	1,365,872
168,622	891,539	0	0	0	0	1,381,413
96,332	345,678	0	0	0	0	743,323
79,389	515,067	0	0	0	0	1,444,912
238,755	1,111,814	0	0	0	0	1,504,278
181,678	431,530	0	0	0	0	775,487
382,537	1,070,268	0	0	704	0	1,033,347
160,393	418,352	0	0	2,719	0	409,031
161,015	893,457	0	0	0	0	1,394,642
164,873	814,625	0	0	0	0	1,100,062
247,315	1,363,802	0	0	0	0	980,414
142,034	408,044	0	0	0	0	187,481
261,106	606,097	0	0	0	0	714,460
142,253	371,268	0	0	0	0	350,425
165,533	510,354	0	12,816	0	0	554,992
186,221	396,311	0	0	0	0	331,880
149,697	522,801	0	0	0	0	501,233
175,112	621,231	0	0	0	0	1,263,910
118,992	279,708	0	0	0	0	177,656
13,069,965	47,289,616	5,885	12,816	54,066	9,702,673	74,265,279

市 税 概 要 （令和 7 年度版）

発行 川 口 市 役 所

編集 理 財 部 税 制 課

印刷 総 務 部 行 政 管 理 課

〒332-8601 川口市青木 2－1－1

電 話 0 4 8 （ 2 5 8 ） 1 1 1 0 （代表）

令 和 7 年 10 月 発 行
